

◆ 平成20年7月29日 「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン」(政府)

平成21年度概算要求への反映【約730億円】

- ・ 救急医療や産科医療を担う医師に対する財政的支援
- ・ へき地医療を担う医師や医師確保困難地域への医師派遣の実施への財政的支援
- ・ 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援
- ・ 女性医師、看護師等の乳幼児の保育に対する相談等、女性医師等、看護師等の離職防止・復職支援
- ・ 短時間正規雇用や交代勤務制等を導入する医療機関への補助の拡充 等

【健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会】

- ・ 救急医療の確保、産科・小児科医療の確保等、地域医療とその担い手の確保
- ・ 救急患者が医療機関に確実に受け入れられる体制づくり
- ・ 医師養成数の増大
- ・ 勤務医の過重労働の改善
- ・ 医師確保が困難な地域などへ医師派遣を推進 等

平成20年度補正予算への反映【約78億円】

- ・ 医師派遣を行う医療機関に対する支援の強化
- ・ 地域において管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援の実施
- ・ 短時間正規雇用を導入する病院に対する支援の実施 等

◆ 平成20年7月30日 「救急医療の今後の在り方に関する懇談会」中間取りまとめ(厚生労働省)

- 第三次救急医療機関の充実
- 第二次救急医療機関の充実
- 救急搬送における課題と円滑な受入れ推進について 等

◆ 平成20年9月8日 「臨床研修制度のあり方等に関する検討会」開催(厚生労働省)

- 臨床研修制度及び関連する諸制度等のあり方等について検討

◆ 平成20年9月22日 「「安心と希望の医療確保ビジョン」具体化に関する検討会」中間取りまとめ

- 専門的な推計を踏まえ、必要な医師数の増加
- 医師の卒前・卒後教育の連携をはじめとした臨床研修制度のあり方の検討
- 地域医療に従事する勤務医の待遇改善、救急医療体制の支援 等

◆ 平成20年11月4日 「平成21年度医学部入学定員の増員計画」(文部科学省)

- 「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、平成21年度医学部入学定員を8,486名へ増員

◆ 平成20年11月5日 「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」開催(厚生労働省)

- 周産期医療と救急医療の確保の在り方
- 周産期医療と救急医療の連携の基本的枠組み等について検討

◆ 平成20年11月27日 「看護の質の向上と確保に関する懇談会」開催(厚生労働省)

- 看護職員の質の向上と確保
- チーム医療の推進、看護教育のあり方等について検討

◆ 平成21年1月1日 産科医療補償制度の実施(厚生労働省)

2. 医療機能情報提供制度の公表状況等について

<医療機能情報提供制度及びその施行スケジュールについて>

- 平成18年の医療法改正により、住民・患者による病院等の適切な選択を支援するため、病院等に対し、医療機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務づけ、都道府県知事は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供すること（医療機能情報提供制度）とされたところである。（別紙1）
- 本制度の施行スケジュールについては、平成19年度においては、法令で定める情報のうち、病院等の名称等の基本情報及び都道府県知事が定める情報について、病院等から報告を求め、都道府県知事の定める方法により公表することで足りることとされているものの、平成20年度においては、基本情報以外の全ての情報についても、インターネットを通じて公表することとされている。（別紙2）

<各都道府県の公表状況について>

- 基本情報については、平成19年度中に全ての都道府県で（インターネット又は紙媒体にて）公表済み。
- 基本情報以外の全ての情報については、平成21年1月9日現在、47都道府県のうち、24都道府県でインターネットを通じて公表済み。（別紙3）

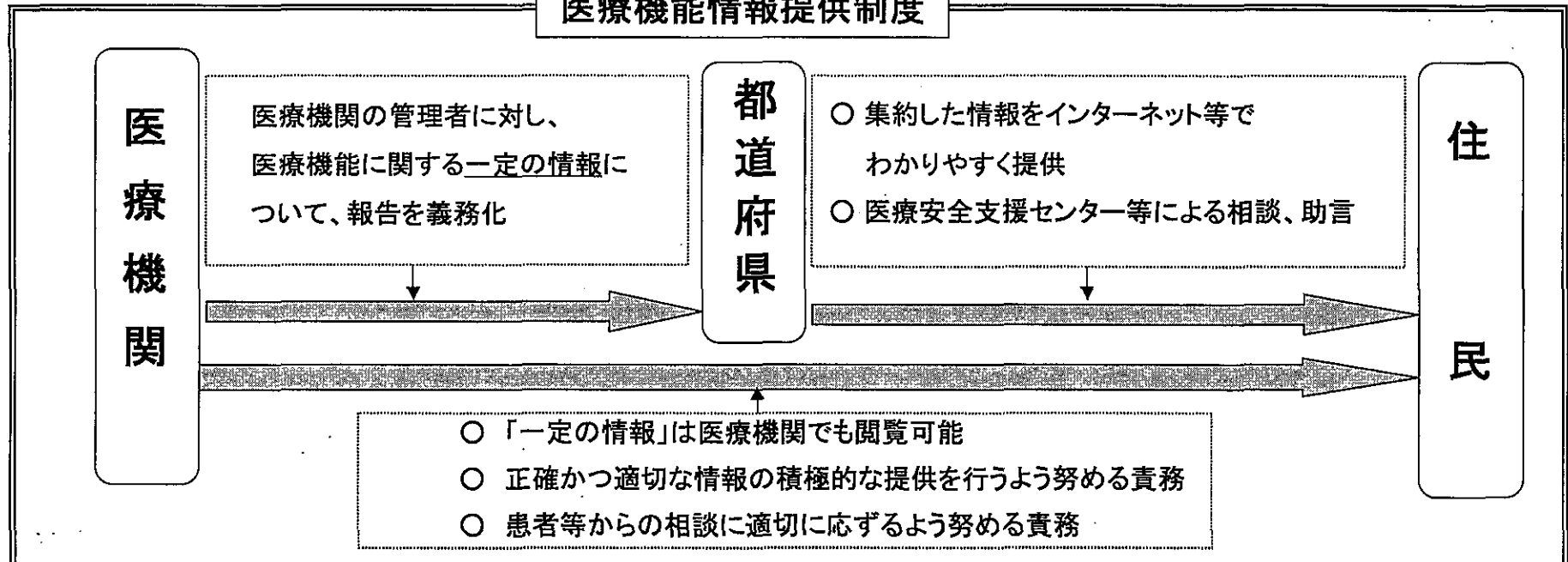
※近日中に関係資料を提供予定

<都道府県において当面行うべき取組>

- 基本情報以外の全ての情報について未公表の都道府県においては、平成20年度中の施行に向け、鋭意取り組むこと。また、当該制度の趣旨に鑑み、住民・患者に対し、適宜・適切に、引き続き広報・情報発信していただきたいこと。

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設(薬局についても同様の仕組みを創設)

医療機能情報提供制度



【基本情報】

①名称 ②開設者 ③管理者 ④所在地 ⑤電話番号 ⑥診療科目 ⑦診療日 ⑧診療時間 ⑨病床種別及び届出・許可病床数

【基本情報以外の全ての情報】

- ①管理・運営・サービス等に関する事項(アクセス方法、外国語対応、費用負担 等)
- ②提供サービスや医療連携体制に関する事項(専門医[※広告可能なものに限る]、保有する設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等)
- ③医療の実績、結果に関する事項(医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数 等)

一定の情報

別紙1